

正誤表

標記問題集において誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いただきますようお願い申し上げます。ゴシック部分が修正箇所です。

(株) JTB 総合研究所
平成 28 年 7 月 8 日

頁	修正箇所	誤 (修正前)	正 (修正後)
問題 146	問題 3 の 設問	問題 3 国内旅客運送約款において、10 月 1 日に予約発行された 10 月 10 日搭乗予定の航空券を所持する旅客が、自己都合により 10 月 9 日に予約を取り消してその航空券を払い戻す場合、いつまでに払戻しの請求をすればよいか。次のうち正しいものを 1 つ選びなさい。	問題 3 国内旅客運送約款において、10 月 1 日に予約発行された 10 月 10 日搭乗予定の 予約変更ができる 航空券を所持する旅客が、自己都合により 10 月 9 日に予約を取り消してその航空券を払い戻す場合、いつまでに払戻しの請求をすればよいか。次のうち正しいものを 1 つ選びなさい。
解答 解説 52	問題 3 の 解答と解説	問題 3 d 10 月 10 日に搭乗予定の航空券は国内第 11 条（有効期間）第 1 項の「予約事項に搭乗予定便が含まれる航空券」に該当し、その航空券の有効期間は当該搭乗予定便に限る。しかし、この規定は、旅客が搭乗予定便にそのまま搭乗した場合であり、旅客がこの予約を取り消した場合は、 その航空券は同条第 2 項の「予約事項に搭乗予定便が含まれない航空券」となる。 したがってその航空券の有効期間は、当該航空券発行の日の翌日から起算して 90 日間となり、その航空券の払戻期間は、当該航空券の有効期間満了日の翌日から起算して 10 日間限りとなる。	問題 3 d 10 月 10 日に搭乗予定の航空券は国内第 11 条（有効期間）第 1 項の「予約事項に搭乗予定便が含まれる航空券」に該当し、その航空券の有効期間は当該搭乗予定便に限る。しかし、この規定は、旅客が搭乗予定便にそのまま搭乗した場合であり、旅客がこの予約を取り消した場合は、 ①予約変更ができる航空券を搭乗予定便出発時刻前までに取り消した場合は同条第 2 項の「予約事項に搭乗予定便が含まれない航空券」となる。 したがってその航空券の有効期間は、当該航空券発行の日の翌日から起算して 90 日間となり、その航空券の払戻期間は、当該航空券の有効期間満了日の翌日から起算して 10 日間限りとなる。 ②予約変更ができない航空券を取り消した場合又は予約変更ができる航空券であっても搭乗予定便出発時刻後に取り消した場合は、その航空券は搭乗予定便限り有効となるので、搭乗予定日が有効期間満了日となり、その払戻期間は、搭乗予定日の翌日から起算して 10 日以内限りとなる。

以上